



2019.2 No. 75

【発行】JAM京滋 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 京都労働者総合会館5F
TEL(075) 841-8251 / FAX(075) 811-8220
Email : jam-union_keiji@labor.or.jp (名称: ジャム京滋)

あなたの知人、友人が組合
のない所で働いていませ
んが、組合結成の相談は

JAM京滋
075-841-8251

第12回地方委員会開催!!

春闘方針可決される。各組合は2019春闘本格稼働へ!!



主催者挨拶を行う勤本執行委員長



奥田副執行委員長による団結ガンパロー!!

すべての単組が統一要求提出日に結集しよう!
統一要求提出日 2月19日(火)
統一回答指定日 3月12日(火)・13日(水)

賃上げ・一時金要求案(抜粋)

▶ 基本的な考え方

すべての単組は、賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」に向け、賃金の絶対額を重視した取り組みを追求する。自らの賃金水準のポジションを確認した上で、JAM一人前ミニマム基準・標準労働者要求基準に基づき、あるべき水準を設定し要求する。

1. 個別賃金要求基準

- ① JAM一人前ミニマム基準
- ② JAM標準労働者の要求基準
- ③ JAM京滋の標準労働者の要求基準
- ④ JCM基幹労働者(技能職35歳相当)の「あるべき水準」

2. 平均賃上げ要求基準

連合方針の賃金引き上げ目安を踏まえ、未組織労働者も含めた春闘相場の波及を目指し、平均賃上げ要求基準をJAMの賃金構造維持分平均4,500円に6,000円を加え、10,500円以上とする。

3. 一時金要求基準

家計における教育費、住宅ローンをはじめとする経常的な支出を担う都合、将来に対する備え(貯蓄)など、一時金の必要性に留意し、生活防衛の観点から、一時金水準の確保・向上を目指し、要求基準を次の通りとする。
(1)年間5ヶ月基準または半期2.5ヶ月基準の要求とする。
(2)最低到達基準として、年間4ヶ月または半期2ヶ月とする。

▶ その他付帯要求

1. あるべき「働き方」と「暮らし方」を目指した労働条件整備と雇用環境整備の取り組み

- ① JAM労働時間指針に沿った労働時間に関する取り組み
- ② 高齢者雇用の取り組み
- ③ 多様な人材への対応の取り組み

2. 賃金格差問題

中途入社者・男女間・正規、非正規間・高齢者といった企業内賃金格差については個別賃金の取り組みの一環として是正を図る

3. 政策・制度要求

引き続き「価値を認め合う社会へ」の取り組みを中心に進めていく

2019年度政治連盟総会開催

今年度の総会はJAM組織内議員の土肥草津市議会議員・山本京都市会議員の挨拶からスタートし、議案として、議員ネットワークのさらなる強化と支援を始めとする活動計画案が確認された。



JAM京滋は組織内議員としっかりと連携し組合員の為活動していきます

復活!!やたろう節!

2019年政治連盟総会終了後に、JAM参与津田弥太郎氏による講演会を開催した。「なぜJAMに組織内国会議員が必要なのか」をテーマとして約1時間、現役時代と変わらずユーモアも交えながら、時には厳しく、時には鋭くやたろうは語った。



田中ひさや

アクションカードに全力を!!

政策実現活動の取り組み推進に関して第12回地方委員会で確認された。現在活動中のアクションカードのさらなる推進に加えて、アクションメンバーズカードの取り組みも進めていきます。これから始まる春闘などあらゆる機会を使って政策実現活動を推進しよう!!

JAM京滋の組合員一人一人が伝道師となって田中ひさを応援しよう

